

## 〔R0426〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 建築主等は、仮設建築物（建築基準法第85条第6項の許可を受けたもの）として、床面積の合計が2,000㎡の物品販売業を営む店舗を新築する場合、当該建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 建築主等は、床面積の合計が500㎡の事務所を新築する場合、当該建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
3. 床面積の合計が5,000㎡の公立小学校を新築する場合、当該小学校に設ける階段のうち、多数の者が利用するものは、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
4. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、幅を120cm以上とし、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。

〔R0426〕 正答 2

1. 正しい。バリアフリー法2条十九号及び同法令5条六号により、物品販売業を営む店舗は、特別特定建築物である。同法14条1項及び同法令9条により、建築主等は、特別特定建築物で、床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ （公衆便所は $50\text{m}^2$ ）以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。仮設建築物であっても除外されない。
2. 誤り。バリアフリー法14条1項及び同法令9条により、建築主等は、特別特定建築物で、床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ （公衆便所は $50\text{m}^2$ ）以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。同法2条十九号及び同法令5条により、事務所は特別特定建築物に該当せず、床面積も $500\text{m}^2$ のため、建築物移動等円滑化基準への適合義務はなく、令4条八号に該当する特定建築物として、同法16条により努力義務が課せられる。
3. 正しい。バリアフリー法2条十九号及び同法令5条一号により、公立小学校は、特別特定建築物である。同法14条1項及び同法令9条により、 $2,000\text{m}^2$ 以上の公立小学校は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。したがって、同法令12条三号及び令23条（公立小学校等に関する読替え）により、多数の者が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
4. 正しい。バリアフリー法18条2項七号イ及びロにより、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、幅を $120\text{cm}$ 以上とし、 $50\text{m}$ 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。